

平成24年度第1回入札監視委員会議事録

- 1 日 時 平成24年5月25日(金) 午後2時00分から
- 2 場 所 川崎市役所第4庁舎 4階第7会議室
- 3 出席者 委 員 小倉委員長、川島委員、土田委員
事務局 財 政 局 小林財政局長
資産管理部 山田資産管理部長
資産管理部契約課 中鉢契約課長、
星野企画担当課長
小澤課長補佐・契約管理係長、
栗山土木契約係長、茂木建築契約係長、
古川主任、野村職員、佐藤職員、
まちづくり局 市街地開発部住宅建替推進課
笠原住宅建替推進課長、高橋担当係長
永松職員
中原区役所 道路公園センター整備課
山本土木整備係長
片野職員
上下水道局 総務部契約課 飯田契約課長、
飯島課長補佐・契約係長
水道部設計課 江頭設計課長、
神谷設計第3係長
下水道部保全担当 大津担当係長
下水道部施設課 大塚施設課長、青木課長補佐、
小泉主任
南部下水道事務所工事課 松原担当係長
下水道部入江崎総合スラッジセンター
佐藤整備係長
病 院 局 経営企画室 吉本職員
- 4 議 題 (1) 入札・契約手続の運用状況等について
(2) 平成23年10月から平成24年3月までの発注工事の抽出
事案について
(3) その他
- 5 公開・非公開の別 公開 (一部非公開となる場合あり)
- 6 傍聴者数 1名
- 7 発言の主な内容

事務局	[平成24年度第1回入札監視委員会の開催宣言]
局長	[局長挨拶]
委員長	[委員長挨拶] 議題1の「入札・契約手続きの運用状況等」について、事務局から報告を求める。
事務局	[議題1について] ○ 「入札参加方式別発注工事総括表」(資料1)について報告 ○ 「資料2 入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告 記載内容について説明 (工事名・工事種別・契約金額・予算執行担当部局名及び随意契約の根拠法令) ○ 「平成23年度指名停止等一覧(後期分抜粋)」(資料3)について報告 「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、平成23年度後期に指名停止等を行った事案を報告
委員長	[事務局説明に対する質疑について]
委員	資料2の表の備考欄に低入札調査対象とあるが、これらは全て調査されたと理解してよいか。
課長	こちらに記載しているのは、実際に調査をした案件である。
委員	具体的にはどういう調査を行っているか。
事務局	企業が低入札価格調査基準額以下で入札してきたことによって、工事概要に沿った工事を施工できるのかということを確認している。契約事務関係規定集16「川崎市建設工事低入札価格調査運用指針」第5に調査の内容を定めており、これらに関する資料を企業から提出してもらい、契約内容に沿った工事を施工できるかどうかを資料に基づいてヒアリング調査をした上で、落札者とするか決定している。
委員	調査は入札手続きのどの段階で行うのか。
事務局	開札した中で、一番低い価格の札が調査基準価格を下回った場合、入札を一度保留にして、調査を行っている。

委員 今の要領に、失格基準として各費用における割合が定められているが、これは資料2の落札率とは異なるのか。

事務局 落札率は、実際に入札して落札したものである。この要領で定めているのは、失格基準というもので、低入札対象の案件で6億円未満で入札した場合は、各費用において定められた割合を下回ると、失格になるというものである。

委員 これは、予定価格に対する割合か。

事務局 そのとおりである。

委員長 [議題2について]

議題2の「平成23年10月から平成24年3月までの発注工事の抽出事案について」事務局・上下水道局からの説明を求める。

[一般競争入札の抽出事案「入江崎総合スラッジセンター焼却設備定期整備その他工事」の説明に対する質疑について]

委員 一回目の入札は予定価格を超過し、二回目ではほぼ予定価格になったことには、やや不自然さを感じるが、よくあることなのか。

上下水道局 市としては、結果としてこのような結果になったという認識である。

委員長 入札者が1者しかないが、この場合の取扱いは、何か決まりがあるのか。

上下水道局 法律等で定められたものはないが、契約制度の解説書で、一般競争入札は1者でもできるということが述べられている。

委員 本工事は設備の定期整備ということだが、何年間毎に行っているのか。また、当初に設備を工事した会社と、本工事を落札した会社は同じか。

上下水道局 同じである。焼却炉は4機あり、毎年順番に1機ずつ整備を行っている。

委員 資料2を見ると、入江崎総合スラッジセンターには他にも設備があって、いくつか工事をしているようだが、これらはどのように分けて

いるのか。

上下水道局 機械の種類により整備できる会社が異なるため、色々な機械を同時に発注することはせず、整備できる種類毎に発注している。

委員 本工事は当初設置した会社と同じ会社ということで、どうしても予定価格に近くなってしまおうということはないのか。
今回、1者入札となったのは、据付けた業者が整備しやすいということが原因ではないのか。

上下水道局 一般競争入札なので、結果的に今回の業者が参加して、二回目の入札で落札したということである。

委員 定期整備を毎年やっていると、予定価格は前年に近いものになるのか。

上下水道局 その年に取り替える部品などによって変わってくる。

委員 今回、抽出の基準にしたのは落札率だが、その理由が、たまたまということだと、それ以上質問することができない。

委員長 ただ、実際そういうことなのだろう。定期的に整備を行っているということだと、実際には、この業者が一番落札しやすくなっているのか。

上下水道局 実際、この業者が多く落札している。

委員 定期的に行っている工事なのでこの業者が100%に近い価格で落札できるという仮説は理解できるが、本件は、一回目は予定価格を超えている。二回目で見積りの何が変わったのかというのは、分かるのか。

上下水道局 積算内訳書は入札時に提出してもらっており、金額を確認している。

[一般競争入札の抽出事案「大師河原貯留管建設土木工事」の上下水道局の説明に対する質疑について]

委員 予定価格と落札価格がかなり乖離しており、予定価格が高いのではないかとということが問題になると思われるが、どのように理解すればよいか。

上下水道局 本工事の設計金額に関しては、全国で使用されている、国土交通省監修の積算基準を準用するなどして積算を行っており、また、単価についても全国平均を使っており、適正な予定価格を算出していると認識している。

委員 要するに、国の基準を使って予定価格を積算したので適正ということであるが、通常、国の基準を川崎市でもそのまま使っているのか。

上下水道局 そのとおりである。

委員 そうすると、国の基準自体が妥当なのかということも考えられるが、この基準は毎年きちんと精査されているのか。

上下水道局 例えば穴を一つ掘るにしても、どういう作業員が何人必要かということ全国的に調査し、その結果等を基に毎年更新していると聞いている。

委員 技術革新などにも対応しているということか。

上下水道局 そのとおりである。

委員 それにも関わらず、どの企業も予定価格の半分未満になっているというのは、その基準が妥当なのかということが問題になると思われる。川崎市として、独自に何か基準を設けるということは検討しないのか。

上下水道局 全国的にも同様の設計をしており、また、独自の基準を作成するとしても調査できるものとできないものがあるため、川崎市としては、国の基準を基に積算している。

委員長 本工事は「その1工事」となっている、つまり、その後も続くということであり、だから業者としては、今後の工事の受注を期待して、やや無理をして低めの価格で入札するということは考えられないか。

上下水道局 その点は明確ではないが、その2工事を発注するときも、一般競争入札を行う。

委員 ただ、今回は低入札価格調査を行っており、その中で技術的に施工できるということが確認されている。決して無理をしているわけではないということである。

上下水道局 低入札価格調査委員会で、業者を呼んでヒアリングをしたところ、施工できるということだった。

委員長 そのヒアリングで、具体的な利益率を訊いたりしているのか。やや無理をした価格で入札しているのではないかと思われる。

事務局 具体的な利益率までは訊いていないが、利益を確保しているかということは訊いている。

委員 今回JVの代表者に経営事項審査の総合評点が1, 200点以上という条件を付けているが、この評点はどのような基準に基いているのか。

上下水道局 国土交通省で評点を付けている。

事務局 経営事項審査自体は、国土交通省で、建設業法等に基いて点数の付け方を全国一律に決めている。公共工事を受注する業者は、必ず受けなければならない、中小企業から大手ゼネコンまで、審査を受けて点数が付けられていて、大規模工事を受注する資格として、施工能力を判断するに当たり、一定以上の点数を有していることを条件としている。受注して実際に工事に入るときに工事が立ち行かなくなってしまうと、市民生活に影響が出ることも考えられるため、JVでは特に代表者の施工能力というのが一番重要となり、本件は、代表者には1, 200点という比較的厳しい条件を設定している。

委員長 構成員3は市内の中小企業者という条件があるが、共同企業体の場合、こういうものなのか。

上下水道局 WTO案件は地域条件を付けることができないが、それ以外についても、必ずしも条件を付けないものではない。

委員長 市内中小企業者の育成という政策的な意図をもって条件を付けるということも可能であるが、このようなケースは多いのか。

上下水道局 市内業者が施工できる案件は、できるだけ入れるようにしている。

事務局 工事内容にもよるが、市内中小企業者の受注の確保は、本市の基本方針でもあり、WTO案件以外のJVについては少なくとも1者は市内業者を入れるという条件を設定できるか検討している。

委員 本工事は建設リサイクル法対象工事ということだが、この意味は何か。スクラップの買取とか、資格とかそういうことは何かあるのか。

事務局 概要としては、廃材が発生する場合、その処理を法に沿った形で行ってもらっている。契約締結時に、所要の手續に沿った処理をするという書面を出してもらい、確認した上で、落札決定、契約の締結という扱いをしている。工事の種類と規模により、法の対象になるかどうか定められている。

事務局 本工事については、70ページの公表資料の中で、電子入札ということと建設リサイクル法の対象ということを知っている。

委員長 低入札価格調査結果概要の80ページに、「過去に施工した公共工事名、発注者及び工事成績」があり、それぞれ評点が付いているが、この評点の基準もあるのだろう。評点が悪いと、以降の受注への影響というのはあるのか。

上下水道局 55点未満の点数を2度受けると、指名停止となり、入札そのものへの参加ができなくなる。

【指名競争入札の抽出事案「市道木月67号線側溝新設（その2）工事」の説明に対する質疑について】

委員 落札率が100%だが、業者にとって、予定価格が大体予測できてしまうということなのか。

事務局 500万円以上の工事は、積算の根拠となる内訳書を入札参加者に提示することになっており、昨年度、本委員会の持ち回り会議でも確認していただいた、平成24年度の契約制度の中でも記載している。本工事は、500万円未満なので、積算内訳書を提示しないということが業者が指名通知を受け取った時点で分かる。そのため、499万円から入札ということになったのではないかと考えられる。また、本工事は辞退者が多くなっており、金額が低い割に履行場所が4箇所もあり、業者にとってうまみが少ない工事であったということも考えられる。

委員 本工事は、「その2」ということだが、「その1」は同じよう落札率だったのか。

事務局 本工事は、「その2」だが、前の9月8日に「市道木月67号線側溝新設工事」という工事の指名競争入札を行ったところ、応札した業者が1者のみであったため不調となり、設計内容を変更して改めて入札を行ったものである。

委員長 「(その2)」というのは、入札をやり直したという意味でよいか。

事務局 そのとおりである。

委員 落札率については、大体理解できる。500万円未満の工事は、積算内訳書を添付しないので、500万円に近い価格で応札する傾向にあるのか。

事務局 必ずしもそうではなく、工事規模による。

委員 技術的な話だが、不参と辞退の違いは何か。

事務局 辞退は、応札を見合わせる意思表示をしていることで、不参は何の意思表示もなく応札しないということである。

委員長 何度も指名されているのに毎回不参や辞退となった場合、指名を外すということはあるのか。

事務局 特にない。

委員長 不参や辞退の回数はチェックしているのか。

事務局 不参により指名停止などの措置をとるということは、現在はしていない。他都市では不参で指名停止とするところもあるが、それは厳しいと考えている。

[指名競争入札の抽出事案「末吉配水所ほか2箇所 無停電電源装置改良工事」の説明に対する質疑について]

委員 本工事は500万円未満の工事であり、積算内訳書が添付されていないはずで、この前の事案の説明によると、500万円以上であるかどうかは、業者は分かるということだが、何故500万円以上で入札があったのか。

上下水道局 そのとおりだが、業者の積算ではこの金額だったということである。

委員 落札できないと分かっている入札したという理解でよいのか。

上下水道局 以前は、予定価格を事前公表しており、超過しての入札は無効としていたが、平成23年度から事後公表になったため、入札は有効としている。

委員 しかし、500万円より高いか低いかは分かるので、やはり落札できないと分かっているながらも、指名されたので応札しないといけなくと考えると、積算した金額を機械的に応札してきたということではないのか。

事務局 このケースではないが、不参や辞退は発注者である市に対して失礼と認識している業者もいることは、聞いたことがある。

委員 本事案もそういうことであればそれでよいのだろうが、本来、600万円、700万円かかる工事で、予定価格の妥当性に疑問を呈する意味で応札している可能性もあるということも考えるべきではないか。特に、2回目の入札で無効の応札をした業者は、無効と分かっている価格で応札している。

上下水道局 そのとおりである。

委員 本事案は予定価格が低過ぎるのかもしれない。

委員 この事案ということではないのだが、1者も応札がなかったり、3回目まで入札しても落札者がいないというケースはどれくらいあるのか。大体で構わないので。

上下水道局 平成21年度からの2年間では、市全体の件数で492件中71件、事前公表した件について530件中26件が不調になっている。これらは一般競争入札と指名競争入札を分けていない。

委員 不調となった場合、もう一度日を改めて入札するのか。

上下水道局 指名競争入札では指名業者を替えて再度入札するとか、設計を見直して入札するというをしている。どの工事が必要なものであり、中止するという事は基本的にない。

委員長 予定価格を事後公表としたことも、いずれ検証していなくてはなら

ないと思うのだが、今回の委員会で審議している案件は、全て事後公表なのか。

上下水道局 そのとおりである。

委員長 事後公表としたことについても議論の余地があるということにもなる。事前公表の方が不調になるケースは少ない。

委員長 [随意契約の抽出事案「古市場住宅新築第4号ガス設備工事」、「小向住宅新築第1号ガス設備工事」、「桜本住宅新築ガス設備工事」の説明に対する質疑について]

委員 落札率が100%となる理由は何か考えられるか。

まちづくり局 都市ガスの工事は、ガス事業法上の認可を受けている一般ガス事業者でなければ施工することができません。東京ガスは、川崎市域での一般ガス事業の認可を受けている唯一のガス事業者であることから、本工事は東京ガスしか施工することができません。ガス事業法では、ガス供給者が工事の施工から維持管理、ガス供給を責任を負って行うとされているため、どこにガスを通すという計画は川崎市で作るが、どのような施工にするかは、東京ガスの設計によらないと安全な施工ができず、安全なガス工事ができなければ安全なガス供給ができなくなる。つまり、ガス工事では市が計画をしても、東京ガスが施工の安全性を確認して設計するというロジックになってしまうため、落札率が100%になっている。

委員長 そうすると、東京ガスに発注した工事は、落札率が100%になっているということか。

まちづくり局 そのとおりである。ただ、市でも、設計内容を過去の事例と比較したり、無駄がないか確認したりして、検証をしている。

委員 安全管理上の問題があると東京ガスに言われると、抗弁できないということになるのではないか。

まちづくり局 設計内容に無駄な工事がいないかのチェックはしている。

委員長 ガス工事の特殊性ということが言えるのだろうが、関東地方では東京ガス以外にはないのか。

まちづくり局 関東地方だけでも、かなりの数の事業者があり、神奈川県内でも小田原ガスや湯河原ガスなどがあって、地域毎に色々な事業者が責任を負ってガスを供給している。

事務局 ざっと数えても、関東地方で80程度のガス事業者がある。

事務局 補足すると、基本的に川崎市全域が東京ガスであるものの、宮前区のある地域の団地群だけ他のガス事業者が供給している。供給地域が他の事業者と被るということはない。

委員長 随意契約をする場合は、業者に見積りを出してもらって、予定価格を作成し、入札を行うので、当然、落札率が高くなるということは理解できるのだが、一覧表の中で、84.99%というものもある。

上下水道局 その案件は、年度間で終わらない工事を、1箇月だけ別個に発注しているものという特殊なものである。

委員長 以上で審議を終了したい。
審議の結果、平成23年度後期の入札・契約事務については、いずれも適正に執行されていたと確認する。

[議題3 その他について]

○次回の事案の抽出委員について

委員会の運営指針により、小倉委員長が抽出委員である旨を確認。

○後期の委員会の開催日について

平成24年11月16日（金）に、委員会を開催することを確認。
（会場は未定）

[閉会]

委員長 それでは、これで平成24年度第1回川崎市入札監視委員会を閉会する。